

訪問看護ステーションそれいゆ（介護保険利用時 料金表）

●基本料金表

サービス内容	要介護	要支援
○訪問看護費 20分未満	312 単位	301 単位
○訪問看護費 30分未満	469 単位	449 単位
○訪問看護費 30分以上1時間未満	819 単位	790 単位
○訪問看護費 1時間以上1時間30分まで	1122 単位	1084 単位
○理学・作業療法士、言語聴覚士の訪問の場合（1回20分）	297 単位/回	287 単位/回
※1日に2回を超える場合、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定いたします。		
○初回加算	300 単位	
○長時間訪問看護加算	300 単位	
○早朝・夜間加算 1回につき	基本単位の25%増	
○深夜加算 1回につき	基本単位の50%増	
※夜間とは18時～22時、早朝とは6時～8時、深夜とは22時～6時の時間帯となります。		
※新規の利用者に訪問看護計画書を作成し、初回の訪問看護を行った場合に算定いたします。		
○退院時共同指導加算	600 単位	
※退院・退所にあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書として提供し初回の訪問看護を行った場合に算定いたします。（初回加算とは重複しません）		

●病状によっては下記の単位が加算されます

○複数名訪問加算 30分未満	254 単位
30分以上	402 単位
※1人で看護を行うのが困難な場合、看護師等が2名以上で行った場合に算定いたします。	
○ターミナルケア加算	2000 単位
○特別管理加算（Ⅰ）	1月につき500 単位
（Ⅱ）	1月につき250 単位
※利用者が厚生労働大臣の定める状態にあり、計画的な管理を行った場合算定いたします。（厚生労働大臣の定める状態により（Ⅰ）、（Ⅱ）が決められます）	

●利用者のご希望により契約された場合には下記の単位が加算されます

○緊急時訪問看護加算	1月につき574 単位
------------	-------------

※准看護師の訪問看護は所定単位数の90/100算定となります。

※利用者負担額（1割）は、1回の訪問にかかる負担金額ですが、要介護度居宅介護サービス支給限度額を超えてしまう場合、超過分は全額自己負担となる場合があります。

※1単位あたり仙台市では10.42円となります。

（利用料金は、利用単位数に10.42円を掛けた額の1割・2割・3割です。※所得により変わります。）